

令和二年十二月から三年一月までの大雪に係る農林水産被害対策の実施に関する申し入れ(案)

令和三年一月二十八日

自由民主党
農林・食料戦略調査会
農林部
農林水産災害対策委員会

令和二年十二月からの大雪は、東北及び北陸地方を中心に二十六道府県にわたって、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など、多くの被害をもたらした。

今後我が国の農林水産業の基盤を維持し、被災農林漁業者の不安に応え、その経営存続の意欲を確かなものにするため、政府においては、地方公共団体と適切に役割分担しつつ、左記の事項を早急に実施し、万全を期するように申し入れる。

記

一 農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の支払いを早期に行うとともに、収入保険については、加入者からの申請に応じ、速やかにつなぎ融資を実施すること。なお、農林漁業者自らが災害の発生に備えるため、引き続き収入保険、農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険への加入を促進すること(農林水産省)

二 被災した農林漁業者の既往融資について、償還猶予等の弾力的運用を図ること(農林水産省)

三 農業用ハウス・共同利用施設、卸売市場等の再建・修繕・撤去に対して、関係道府県と連携し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等により、事前着工を認めるなど被災者に寄り添った支援をすること(農林水産省)

四 被災した果樹の改植・未収益期間や、水稻等の種子・種苗等の確保等に対する支援や、畜舎等の修繕や被災家畜に係る家畜導入等に対する支援を行うこと(農林水産省)

五 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係、漁港施設等の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知等を通じて、災害復旧事業等による早期の復旧を促進すること(農林水産省)

六 被災した鳥獣被害防止施設の復旧等を支援すること(農林水産省)

七 雪崩被害地等の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林、被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧等に対して支援を行うこと(農林水産省)

八 被災した漁船の再取得等に対して支援を行うこと(農林水産省)

九 被災した農業用ハウス等の災害廃棄物が速やかに処理されるように、市町村が実施する災害廃棄物処理事業について、地方公共団体等に周知を図ること(環境省)

十 地方公共団体における対応の実情を十分に踏まえ、その財政運営に支障が生じないよう、国が行う対策に応じ、地方財政措置で適切に対応すること(総務省)

以上